【 資 料 第 1 号 】

都市計画部建築指導課

文京区建設事務手数料条例の一部を改正する条例について

1　改正のあらまし

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和４年法律第69号）の施行による建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）及び建築基準法（昭和25年法律第201号）の改正に伴い、原則、全ての新築する建築物の省エネ基準適合が義務付けられた。また、建築確認手続きの見直し等の規定が整備されたため、文京区建設事務手数料条例（平成12年３月文京区条例第25号）の一部を改正する。

2　新旧対照表

文京区建設事務手数料条例（平成十二年三月文京区条例第二十五号）新旧対照表

改正後（案）	現行
文京区建設事務手数料条例 平成十二年三月二十三日 条例第二十五号 令和〇年〇月〇日条例第〇〇号 第一条から第五条まで　（略） 付　則 この条例は、令和７年４月１日から施行する。 別表第一（第二条関係） 【別記1　参照】 別表第二（第二条関係） 【別記2　参照】 別表第三（第二条関係） 【別記3　参照】	文京区建設事務手数料条例 平成十二年三月二十三日 条例第二十五号 第一条から第五条まで　（略） 別表第一（第二条関係） 【別記1　参照】 別表第二（第二条関係） 【別記2　参照】 別表第三（第二条関係） 【別記3　参照】

別表第一　　【別記１】

改正後（案）

事務		名称	額	徴収時期
1から5の2まで	（略）	（略）	（略）	（略）
6	建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第四項の規定による建築物に関する確認申請に対する審査	建築物に関する確認申請手数料 確認申請一件につき、次のアからエまでに掲げる区分に応じて算出した床面積の合計に応じ、次に掲げる額（申請に係る計画に建築基準法第六条の三第一項ただし書の規定に基づき、構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する者として国土交通省令で定める要件を備える者（以下「特定建築基準適合判定資格者」という。）である建築主事が、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第九条の三に規定する特定構造計算基準若しくは特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査又は建築物の計画（建築基準法第二十条第一項第四号に掲げる建築物に係るもののうち、構造設計一級建築士の構造設計に基づくもの又は当該建築物が構造関係規定に適合することを構造設計一級建築士が確認した構造設計に基づくものに限る。）が特定構造計算基準若しくは特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査（以下これらを「特定建築基準適合審査」という。）をする部分が含まれる場合においては、当該部分ごとに、６の２の項に掲げる額の手数料を、同法第八十七条の四に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機一基について、10の項又は11の項に掲げる額の手数料を加えた額） 1　三十平方メートル以内のもの　六千九百円 2　三十平方メートルを超え、百平方メートル以内のもの　一万三千円 3　百平方メートルを超え、二百平方メートル以内のもの　二万千円 4　二百平方メートルを超え、五百平方メートル以内のもの　二万五千円 5　五百平方メートルを超え、千平方メートル以内のもの　三万五千円 6　千平方メートルを超え、二千平方メートル以内のもの　四万九千円 7　二千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの　十四万六千円 8　一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの　二十四万九千円 9　五万平方メートルを超えるもの　四十七万四千円 ア　建築物を建築する場合（イに掲げる場合及び同一敷地内において移転する場合を除く。）　当該建築に係る部分の床面積 イ　確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を増築する場合（同一敷地内において移転する場合を除く。）　当該計画の変更に係る部分の床面積に二分の一を乗じて得た面積（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積） ウ　建築物を同一敷地内において移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合（エに掲げる場合を除く。）　当該移転、修繕若しくは模様替又は用途の変更に係る部分の床面積に二分の一を乗じて得た面積 エ　確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を同一敷地内において移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積に二分の一を乗じて得た面積		確認申請のとき。
6の2	（略）	（略）	（略）	（略）
7	削除			
8	削除			
9	削除			
10	建築基準法第八十七条の四の規定による建築設備に関する確認申請（建築設備を設置する場合（11の項に掲げる場合を除く。）に限る。）に対する審査	建築設備の設置に関する確認申請手数料 1　建築設備（小荷物専用昇降機を除く。）　一の建築設備につき　九千六百円 2　小荷物専用昇降機　一の小荷物専用昇降機につき　四千三百円		確認申請のとき。
11	（略）	（略）	（略）	（略）

現行

事務		名称	額	徴収時期
1から5の2まで	（略）	（略）	（略）	（略）
6	建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第四項の規定による建築物に関する確認申請に対する審査	建築物に関する確認申請手数料 確認申請一件につき、次のアからエまでに掲げる区分に応じて算出した床面積の合計に応じ、次に掲げる額（申請に係る計画に建築基準法第六条の三第一項ただし書の規定に基づき、構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する者として国土交通省令で定める要件を備える者（以下「特定建築基準適合判定資格者」という。）である建築主事が、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第九条の三に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査（以下「特定建築基準適合審査」という。）をする部分が含まれる場合においては、当該部分ごとに、次項に掲げる額の手数料を、同法第八十七条の四に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機一基について、10の項又は11の項に掲げる額の手数料を加えた額） 1　三十平方メートル以内のもの　五千六百円 2　三十平方メートルを超え、百平方メートル以内のもの　九千四百円 3　百平方メートルを超え、二百平方メートル以内のもの　一万四千円 4　二百平方メートルを超え、五百平方メートル以内のもの　一万九千円 5　五百平方メートルを超え、千平方メートル以内のもの　三万五千円 6　千平方メートルを超え、二千平方メートル以内のもの　四万九千円 7　二千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの　十四万六千円 8　一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの　二十四万九千円 9　五万平方メートルを超えるもの　四十七万四千円 ア　建築物を建築する場合（イに掲げる場合及び同一敷地内において移転する場合を除く。）　当該建築に係る部分の床面積 イ　確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を増築する場合（同一敷地内において移転する場合を除く。）　当該計画の変更に係る部分の床面積に二分の一を乗じて得た面積（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積） ウ　建築物を同一敷地内において移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合（エに掲げる場合を除く。）　当該移転、修繕若しくは模様替又は用途の変更に係る部分の床面積に二分の一を乗じて得た面積 エ　確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を同一敷地内において移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積に二分の一を乗じて得た面積		確認申請のとき。
6の2	（略）	（略）	（略）	（略）
7	削除			
8	削除			
9	削除			
10	建築基準法第八十七条の四の規定による建築設備に関する確認申請（建築設備を設置する場合（次項に掲げる場合を除く。）に限る。）に対する審査	建築設備の設置に関する確認申請手数料 1　建築設備（小荷物専用昇降機を除く。）　一の建築設備につき　九千六百円 2　小荷物専用昇降機　一の小荷物専用昇降機につき　四千三百円		確認申請のとき。
11	（略）	（略）	（略）	（略）

改正後（案）

12	建築基準法第八十八条第一項又は第二項の規定による工作物に関する確認申請（工作物を築造する場合（13の項に掲げる場合を除く。）に限る。）に対する審査	工作物の築造に関する確認申請手数料	一の工作物につき　八千五百円	確認申請のとき。
13	（略）	（略）	（略）	（略）
14	建築基準法第七条第四項の規定による建築物に関する完了検査申請（18の項に掲げる場合を除く。）に対する審査	建築物に関する完了検査申請手数料 完了検査申請一件につき、次のア及びイに掲げる区分に応じて算出した床面積の合計に応じ、次に掲げる額（申請に建築基準法第八十七条の四に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機一基について16の項又は20の項に掲げる額の手数料を加えた額） 1　三十平方メートル以内のもの　一万五千円 2　三十平方メートルを超え、百平方メートル以内のもの　一万七千円 3　百平方メートルを超え、二百平方メートル以内のもの　二万五千円 4　二百平方メートルを超え、五百平方メートル以内のもの　三万千円 5　五百平方メートルを超え、千平方メートル以内のもの　三万七千円 6　千平方メートルを超え、二千平方メートル以内のもの　五万二千円 7　二千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの　十二万四千円 8　一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの　十九万九千円 9　五万平方メートルを超えるもの　三十九万六千円 ア　建築物を建築した場合（同一敷地内において移転した場合を除く。）　当該建築に係る部分の床面積 イ　建築物を同一敷地内において移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合　当該移転又は修繕若しくは模様替に係る部分の床面積に二分の一を乗じて得た面積		完了検査申請のとき。
15	削除			
16から17まで	（略）	（略）	（略）	（略）
18	建築基準法第七条第四項の規定による建築物に関する完了検査申請（当該申請が同法第七条の三第一項の特定工程に係る建築物についてされるもの（20の項において同じ。）に限る。）に対する審査	中間検査を受けた建築物の完了検査申請手数料 完了検査申請一件につき、次のア及びイに掲げる区分に応じて算出した床面積の合計に応じ、次に掲げる額（申請に建築基準法第八十七条の四に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機一基について、16の項又は20の項に掲げる額の手数料を加えた額） 1　三十平方メートル以内のもの　一万二千円 2　三十平方メートルを超え、百平方メートル以内のもの　一万六千円 3　百平方メートルを超え、二百平方メートル以内のもの　二万三千円 4　二百平方メートルを超え、五百平方メートル以内のもの　二万九千円 5　五百平方メートルを超え、千平方メートル以内のもの　三万六千円 6　千平方メートルを超え、二千平方メートル以内のもの　四万九千円 7　二千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの　十一万五千円 8　一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの　十八万六千円 9　五万平方メートルを超えるもの　三十八万三千円 ア　建築物を建築した場合（同一敷地内において移転した場合を除く。）　当該建築に係る部分の床面積 イ　建築物を同一敷地内において移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合　当該移転又は修繕若しくは模様替に係る部分の床面積に二分の一を乗じて得た面積		完了検査申請のとき。
19	削除			
20	（略）	（略）	（略）	（略）

現行

12	建築基準法第八十八条第一項又は第二項の規定による工作物に関する確認申請（工作物を築造する場合（次項に掲げる場合を除く。）に限る。）に対する審査	工作物の築造に関する確認申請手数料	一の工作物につき　八千五百円	確認申請のとき。
13	（略）	（略）	（略）	（略）
14	建築基準法第七条第四項の規定による建築物に関する完了検査申請（18の項に掲げる場合を除く。）に対する審査	建築物に関する完了検査申請手数料 完了検査申請一件につき、次のア及びイに掲げる区分に応じて算出した床面積の合計に応じ、次に掲げる額（申請に建築基準法第八十七条の四に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機一基について16の項又は20の項に掲げる額の手数料を加えた額） 1　三十平方メートル以内のもの　一万千円 2　三十平方メートルを超え、百平方メートル以内のもの　一万二千円 3　百平方メートルを超え、二百平方メートル以内のもの　一万六千円 4　二百平方メートルを超え、五百平方メートル以内のもの　二万三千円 5　五百平方メートルを超え、千平方メートル以内のもの　三万七千円 6　千平方メートルを超え、二千平方メートル以内のもの　五万二千円 7　二千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの　十二万四千円 8　一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの　十九万九千円 9　五万平方メートルを超えるもの　三十九万六千円 ア　建築物を建築した場合（同一敷地内において移転した場合を除く。）　当該建築に係る部分の床面積 イ　建築物を同一敷地内において移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合　当該移転又は修繕若しくは模様替に係る部分の床面積に二分の一を乗じて得た面積		完了検査申請のとき。
15	削除			
16から17まで	（略）	（略）	（略）	（略）
18	建築基準法第七条第四項の規定による建築物に関する完了検査申請（当該申請が同法第七条の三第一項の特定工程に係る建築物についてされるもの（20の項において同じ。）に限る。）に対する審査	中間検査を受けた建築物の完了検査申請手数料 完了検査申請一件につき、次のア及びイに掲げる区分に応じて算出した床面積の合計に応じ、次に掲げる額（申請に建築基準法第八十七条の四に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機一基について、16の項又は20の項に掲げる額の手数料を加えた額） 1　三十平方メートル以内のもの　九千九百円 2　三十平方メートルを超え、百平方メートル以内のもの　一万千円 3　百平方メートルを超え、二百平方メートル以内のもの　一万五千円 4　二百平方メートルを超え、五百平方メートル以内のもの　二万千円 5　五百平方メートルを超え、千平方メートル以内のもの　三万六千円 6　千平方メートルを超え、二千平方メートル以内のもの　四万九千円 7　二千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの　十一万五千円 8　一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの　十八万六千円 9　五万平方メートルを超えるもの　三十八万三千円 ア　建築物を建築した場合（同一敷地内において移転した場合を除く。）　当該建築に係る部分の床面積 イ　建築物を同一敷地内において移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合　当該移転又は修繕若しくは模様替に係る部分の床面積に二分の一を乗じて得た面積		完了検査申請のとき。
19	削除			
20	（略）	（略）	（略）	（略）

改正後（案）				
21	建築基準法第七条の三第四項の規定による建築物に関する中間検査申請に対する審査	建築物に関する中間検査申請手数料 中間検査を行う部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額（申請に建築基準法第八十七条の四に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機一基について、22の項に掲げる額の手数料を加えた額） 1　三十平方メートル以内のもの 2　三十平方メートルを超え、百平方メートル以内のもの 3　百平方メートルを超え、二百平方メートル以内のもの 4　二百平方メートルを超え、五百平方メートル以内のもの 5　五百平方メートルを超え、千平方メートル以内のもの 6　千平方メートルを超え、二千平方メートル以内のもの 7　二千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの 8　一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの 9　五万平方メートルを超えるもの	九千九百円 一万千円 一万五千円 二万千円 三万四千円 四万六千円 十万四千円 十六万七千円 三十四万千円	中間検査申請のとき。
22から24まで	（略）	（略）	（略）	（略）
24の2	建築基準法第十八条第三項の規定による建築物に関する計画通知に対する審査	建築物に関する計画通知手数料 計画通知一件につき、次のアからエまでに掲げる区分に応じて算出した床面積の合計に応じ、次に掲げる額（通知に係る計画に建築基準法第十八条第五項ただし書の規定により、特定建築基準適合判定資格者である建築主事が、特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに24の3の項に掲げる額の手数料を、同法第八十七条の四に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機一基について24の4の項又は24の5の項に掲げる額の手数料を加えた額） 1　三十平方メートル以内のもの 2　三十平方メートルを超え、百平方メートル以内のもの 3　百平方メートルを超え、二百平方メートル以内のもの 4　二百平方メートルを超え、五百平方メートル以内のもの 5　五百平方メートルを超え、千平方メートル以内のもの 6　千平方メートルを超え、二千平方メートル以内のもの 7　二千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの 8　一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの 9　五万平方メートルを超えるもの ア　建築物を建築する場合（イに掲げる場合及び同一敷地内において移転する場合を除く。）　当該建築に係る部分の床面積 イ　適合することを認められた建築物の計画の変更をして建築物を増築する場合（同一敷地内において移転する場合を除く。）　当該計画の変更に係る部分の床面積に二分の一を乗じて得た面積（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積） ウ　建築物を同一敷地内において移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合（エに掲げる場合を除く。）　当該移転、修繕若しくは模様替又は用途の変更に係る部分の床面積に二分の一を乗じて得た面積 エ　適合することを認められた建築物の計画の変更をして建築物を同一敷地内において移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合　当該計画の変更に係る部分の床面積に二分の一を乗じて得た面積	六千九百円 一万三千円 二万千円 二万五千円 三万五千円 四万九千円 十四万六千円 二十四万九千円 四十七万四千円	計画通知のとき。
24の3	（略）	（略）	（略）	（略）

現行				
21	建築基準法第七条の三第四項の規定による建築物に関する中間検査申請に対する審査	建築物に関する中間検査申請手数料 中間検査を行う部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額（申請に建築基準法第八十七条の四に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機一基について、次項に掲げる額の手数料を加えた額） 1　三十平方メートル以内のもの 2　三十平方メートルを超え、百平方メートル以内のもの 3　百平方メートルを超え、二百平方メートル以内のもの 4　二百平方メートルを超え、五百平方メートル以内のもの 5　五百平方メートルを超え、千平方メートル以内のもの 6　千平方メートルを超え、二千平方メートル以内のもの 7　二千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの 8　一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの 9　五万平方メートルを超えるもの	九千九百円 一万千円 一万五千円 二万千円 三万四千円 四万六千円 十万四千円 十六万七千円 三十四万千円	中間検査申請のとき。
22から24まで	（略）	（略）	（略）	（略）
24の2	建築基準法第十八条第三項の規定による建築物に関する計画通知に対する審査	建築物に関する計画通知手数料 計画通知一件につき、次のアからエまでに掲げる区分に応じて算出した床面積の合計に応じ、次に掲げる額（通知に係る計画に建築基準法第十八条第五項ただし書の規定により、特定建築基準適合判定資格者である建築主事が、特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに24の3の項に掲げる額の手数料を、同法第八十七条の四に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機一基について24の4の項又は24の5の項に掲げる額の手数料を加えた額） 1　三十平方メートル以内のもの 2　三十平方メートルを超え、百平方メートル以内のもの 3　百平方メートルを超え、二百平方メートル以内のもの 4　二百平方メートルを超え、五百平方メートル以内のもの 5　五百平方メートルを超え、千平方メートル以内のもの 6　千平方メートルを超え、二千平方メートル以内のもの 7　二千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの 8　一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの 9　五万平方メートルを超えるもの ア　建築物を建築する場合（イに掲げる場合及び同一敷地内において移転する場合を除く。）　当該建築に係る部分の床面積 イ　適合することを認められた建築物の計画の変更をして建築物を増築する場合（同一敷地内において移転する場合を除く。）　当該計画の変更に係る部分の床面積に二分の一を乗じて得た面積（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積） ウ　建築物を同一敷地内において移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合（エに掲げる場合を除く。）　当該移転、修繕若しくは模様替又は用途の変更に係る部分の床面積に二分の一を乗じて得た面積 エ　適合することを認められた建築物の計画の変更をして建築物を同一敷地内において移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合　当該計画の変更に係る部分の床面積に二分の一を乗じて得た面積	五千六百円 九千四百円 一万四千円 一万九千円 三万五千円 四万九千円 十四万六千円 二十四万九千円 四十七万四千円	計画通知のとき。
24の3	（略）	（略）	（略）	（略）

改正後（案）

24の4	建築基準法第八十七条の四の規定による建築設備に関する計画通知（建築設備を設置する場合（24の５の項に掲げる場合を除く。）に限る。）に対する審査	建築設備の設置に関する計画通知手数料 1　建築設備（小荷物専用昇降機を除く。） 2　小荷物専用昇降機	 一の建築設備につき　九千六百円 一の小荷物専用昇降機につき　四千三百円	計画通知のとき。
24の5	（略）	（略）	（略）	（略）
24の6	建築基準法第八十八条第一項又は第二項の規定による工作物に関する計画通知（工作物を築造する場合（24の７の項に掲げる場合を除く。）に限る。）に対する審査	工作物の築造に関する計画通知手数料	一の工作物につき　八千五百円	計画通知のとき。
24の7	（略）	（略）	（略）	（略）
24の8	建築基準法第十八条第二十一項の規定による建築物に関する工事完了通知（24の11の項に掲げる場合を除く。）に対する審査	建築物に関する工事完了通知手数料 工事完了通知一件につき、次のア及びイに掲げる区分に応じて算出した床面積の合計に応じ、次に掲げる額（通知に建築基準法第八十七条の四に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機一基について24の9の項又は24の12の項に掲げる額の手数料を加えた額） 1　三十平方メートル以内のもの 2　三十平方メートルを超え、百平方メートル以内のもの 3　百平方メートルを超え、二百平方メートル以内のもの 4　二百平方メートルを超え、五百平方メートル以内のもの 5　五百平方メートルを超え、千平方メートル以内のもの 6　千平方メートルを超え、二千平方メートル以内のもの 7　二千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの 8　一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの 9　五万平方メートルを超えるもの ア　建築物を建築した場合（同一敷地内において移転した場合を除く。）　当該建築に係る部分の床面積 イ　建築物を同一敷地内において移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合　当該移転又は修繕若しくは模様替に係る部分の床面積に二分の一を乗じて得た面積	 一万五千円 一万七千円 二万五千円 三万千円 三万七千円 五万二千円 十二万四千円 十九万九千円 三十九万六千円	完了通知のとき。
24の9から24の10まで	（略）	（略）	（略）	（略）
24の11	建築基準法第十八条第二十一項の規定による建築物に関する工事完了通知（当該通知が同法第七条の三第一項の特定工程に係る建築物についてされるもの（24の12の項において同じ。）に限る。）に対する審査	中間検査を受けた建築物の工事完了通知手数料 工事完了通知一件につき、次のア及びイに掲げる区分に応じて算出した床面積の合計に応じ、次に掲げる額（申請に建築基準法第八十七条の四に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機一基について24の9の項又は24の12の項に掲げる額の手数料を加えた額） 1　三十平方メートル以内のもの 2　三十平方メートルを超え、百平方メートル以内のもの 3　百平方メートルを超え、二百平方メートル以内のもの 4　二百平方メートルを超え、五百平方メートル以内のもの 5　五百平方メートルを超え、千平方メートル以内のもの 6　千平方メートルを超え、二千平方メートル以内のもの 7　二千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの 8　一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの 9　五万平方メートルを超えるもの	 一万二千円 一万六千円 二万三千円 二万九千円 三万六千円 四万九千円 十一万五千円 十八万六千円 三十八万三千円	完了通知のとき。

現行

24の4	建築基準法第八十七条の四の規定による建築設備に関する計画通知（建築設備を設置する場合（次項に掲げる場合を除く。）に限る。）に対する審査	建築設備の設置に関する計画通知手数料 1　建築設備（小荷物専用昇降機を除く。） 2　小荷物専用昇降機	 一の建築設備につき　九千六百円 一の小荷物専用昇降機につき　四千三百円	計画通知のとき。
24の5	（略）	（略）	（略）	（略）
24の6	建築基準法第八十八条第一項又は第二項の規定による工作物に関する計画通知（工作物を築造する場合（次項に掲げる場合を除く。）に限る。）に対する審査	工作物の築造に関する計画通知手数料	一の工作物につき　八千五百円	計画通知のとき。
24の7	（略）	（略）	（略）	（略）
24の8	建築基準法第十八条第二十一項の規定による建築物に関する工事完了通知（24の11の項に掲げる場合を除く。）に対する審査	建築物に関する工事完了通知手数料 工事完了通知一件につき、次のア及びイに掲げる区分に応じて算出した床面積の合計に応じ、次に掲げる額（通知に建築基準法第八十七条の四に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機一基について24の9の項又は24の12の項に掲げる額の手数料を加えた額） 1　三十平方メートル以内のもの 2　三十平方メートルを超え、百平方メートル以内のもの 3　百平方メートルを超え、二百平方メートル以内のもの 4　二百平方メートルを超え、五百平方メートル以内のもの 5　五百平方メートルを超え、千平方メートル以内のもの 6　千平方メートルを超え、二千平方メートル以内のもの 7　二千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの 8　一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの 9　五万平方メートルを超えるもの ア　建築物を建築した場合（同一敷地内において移転した場合を除く。）　当該建築に係る部分の床面積 イ　建築物を同一敷地内において移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合　当該移転又は修繕若しくは模様替に係る部分の床面積に二分の一を乗じて得た面積	 一万千円 一万二千円 一万六千円 二万三千円 三万七千円 五万二千円 十二万四千円 十九万九千円 三十九万六千円	完了通知のとき。
24の9から24の10まで	（略）	（略）	（略）	（略）
24の11	建築基準法第十八条第二十一項の規定による建築物に関する工事完了通知（当該通知が同法第七条の三第一項の特定工程に係る建築物についてされるもの（24の12の項において同じ。）に限る。）に対する審査	中間検査を受けた建築物の工事完了通知手数料 工事完了通知一件につき、次のア及びイに掲げる区分に応じて算出した床面積の合計に応じ、次に掲げる額（申請に建築基準法第八十七条の四に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機一基について24の9の項又は24の12の項に掲げる額の手数料を加えた額） 1　三十平方メートル以内のもの 2　三十平方メートルを超え、百平方メートル以内のもの 3　百平方メートルを超え、二百平方メートル以内のもの 4　二百平方メートルを超え、五百平方メートル以内のもの 5　五百平方メートルを超え、千平方メートル以内のもの 6　千平方メートルを超え、二千平方メートル以内のもの 7　二千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの 8　一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの 9　五万平方メートルを超えるもの	 九千九百円 一万千円 一万五千円 二万千円 三万六千円 四万九千円 十一万五千円 十八万六千円 三十八万三千円	完了通知のとき。

改正後（案）				
		ア　建築物を建築した場合（同一敷地内において移転した場合を除く。）　当該建築に係る部分の床面積 イ　建築物を同一敷地内において移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合　当該移転又は修繕若しくは模様替に係る部分の床面積に二分の一を乗じて得た面積		
24の12から71まで	（略）	（略）	（略）	（略）

現行				
		ア　建築物を建築した場合（同一敷地内において移転した場合を除く。）　当該建築に係る部分の床面積 イ　建築物を同一敷地内において移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合　当該移転又は修繕若しくは模様替に係る部分の床面積に二分の一を乗じて得た面積		
24の12から71まで	（略）	（略）	（略）	（略）

別表第二　　【別記２】

改正後(案)

事務	名称				額	徴収時期
1　都市低炭素化促進法第五十四条第一項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料 次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて都市低炭素化促進法第五十四条第二項の規定による申出があった場合においては、一の建築物について別表第一24の2の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表24の3の項に掲げる額の手数料を、建築基準法第八十七条の四に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機一基について同表24の4の項又は24の5の項に掲げる額の手数料を加えた額）の手数料を加えた額）					認定申請のとき。
	1　申請に併せて区長が指定する者（以下「適合性確認機関」という。）が作成した都市低炭素化促進法第五十四条第一項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合	(1)　一戸建て住宅（人の居住以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。）			五千八百円	
		(2)　(1)以外の建築物	ア　住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成二十八年経済産業省・国土交通省令第一号。以下「省令」という。）第一条第二項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。）	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	一万千三百円	
				当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	二万三千八百円	
				当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	五万二千八百円	
				当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	九万四千七百円	
				当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	十一万九千円	
				当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの	十四万八千円	
			イ　非住宅部分（省令第一条第一項第一号に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。）	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	一万千三百円	
				当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	一万九千五百円	
				当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	三万千六百円	
				当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	九万四千三百円	
				当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	十四万九千円	
				当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	十八万八千円	
				当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの	二十三万五千円	

現行

事務	名称				額	徴収時期
1　都市低炭素化促進法第五十四条第一項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料 次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて都市低炭素化促進法第五十四条第二項の規定による申出があった場合においては、一の建築物について別表第一24の2の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表6の2の項に掲げる額の手数料を、建築基準法第八十七条の四に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機一基について同表24の4の項又は24の5の項に掲げる額の手数料を加えた額）の手数料を加えた額）					認定申請のとき。
	1　申請に併せて区長が指定する者（以下「適合性確認機関」という。）が作成した都市低炭素化促進法第五十四条第一項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合	(1)　一戸建て住宅（人の居住以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。）			四千七百円	
		(2)　共同住宅等（共同住宅、長屋その他一戸建て住宅以外の住宅をいう。以下同じ。）	ア　住戸の部分（人の居住の用途に供する部分に限る。以下同じ。）	建築物の総戸数が一戸のもの	四千七百円	
				建築物の総戸数が二戸以上五戸以下のもの	九千四百円	
				建築物の総戸数が六戸以上十戸以下のもの	一万六千円	
				建築物の総戸数が十一戸以上二十五戸以下のもの	二万七千円	
				建築物の総戸数が二十六戸以上五十戸以下のもの	四万五千円	
				建築物の総戸数が五十一戸以上百戸以下のもの	八万二千円	
				建築物の総戸数が百一戸以上二百戸以下のもの	十三万千円	
				建築物の総戸数が二百一戸以上三百戸以下のもの	十七万円	
				建築物の総戸数が三百一戸以上のもの	十八万五千円	
			イ　共用部分（住宅の用途に供する共用廊下、共用階段その他共用部分をいう。以下同じ。）	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以内のもの	九千三百円	
				当該部分の床面積の合計が三百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの	一万六千円	
				当該部分の床面積の合計が千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの	二万六千円	
				当該部分の床面積の合計が二千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの	八万円	
				当該部分の床面積の合計が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの	十二万六千円	
				当該部分の床面積の合計が一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内のもの	十六万円	
				当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートルを超えるもの	二十万円	
			ウ　非住宅の部分（住戸の部分及び共用部分以外の部分をいう。以下同じ。）	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以内のもの	九千三百円	
				当該部分の床面積の合計が三百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの	一万六千円	
				当該部分の床面積の合計が千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの	二万六千円	
				当該部分の床面積の合計が二千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの	八万円	
				当該部分の床面積の合計が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの	十二万六千円	
				当該部分の床面積の合計が一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内のもの	十六万円	
				当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートルを超えるもの	二十万円	
		(3)　(1)及び(2)以外の建築物	建築物の延べ面積が三百平方メートル以内のもの		九千三百円	
			建築物の延べ面積が三百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの		一万六千円	
			建築物の延べ面積が千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの		二万六千円	
			建築物の延べ面積が二千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの		八万円	

改正後(案)

			2　1以外の場合	(1)　一戸建て住宅	ア　誘導仕様基準（住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する誘導基準及び一次エネルギー消費量に関する誘導基準（令和四年国土交通省告示第千百六号）をいう。以下同じ。）による場合	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの	二万七百円
						当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの	二万二千二百円
					イ　仕様・計算併用法（住宅部分の省令第一条第一項第二号イ(1)の外皮平均熱貫流率及び冷房期の平均日射熱取得率（以下「外皮性能」という。）を誘導仕様基準により評価し、住宅部分の省令第一条第一項第一号イの一次エネルギー消費量（以下「一次エネルギー消費量」という。）を省令第十条第二号ロ(1)の基準により評価する方法又は住宅部分の外皮性能を省令第十条第二号イ(1)の基準により評価し、一次エネルギー消費量に係る基準への適合を誘導仕様基準により評価する方法をいう。以下この項及び２の項並びに別表第三４の項及び５の項において同じ。）による場合	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの	三万百円
						当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの	三万三千二百円
					ウ　標準計算法（省令第十条第二号イ(1)及び同号ロ(1)の基準により評価する方法をいう。以下この項及び２の項並びに別表第三４の項及び５の項において同じ。）による場合	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの	四万二百円
						当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの	四万四千九百円
				(2)　(1)以外の建築物	ア　住宅部分	（ア）　誘導仕様基準による場合	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	三万八千七百円
							当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	六万六千九百円
							当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	十二万円
							当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上のもの	十八万三千円
						（イ）　仕様・計算併用法による場合	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	五万九千八百円
							当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	十万円
							当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	十七万五千円
							当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	二十五万六千円
							当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	三十万四千円
							当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの	三十五万四千円
						（ウ）標準計算法による場合	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	八万千円
							当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	十三万五千円
							当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	二十二万九千円
							当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	三十二万九千円
							当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	三十九万円

現行

					建築物の延べ面積が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの		十二万六千円
					建築物の延べ面積が一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内のもの		十六万円
					建築物の延べ面積が二万五千平方メートルを超えるもの		二十万円
			2　1以外の場合	(1)　一戸建て住宅	誘導仕様基準（住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する誘導基準及び一次エネルギー消費量に関する誘導基準（令和四年国土交通省告示第千百六号）をいう。以下同じ。）による場合		二万千円
					誘導仕様基準以外による場合		三万五千円
				(2)　共同住宅等	ア　住戸の部分	（ア）　誘導仕様基準による場合	建築物の総戸数が一戸のもの	二万千円
							建築物の総戸数が二戸以上五戸以下のもの	三万九千円
							建築物の総戸数が六戸以上十戸以下のもの	五万六千円
							建築物の総戸数が十一戸以上二十五戸以下のもの	八万円
							建築物の総戸数が二十六戸以上五十戸以下のもの	十二万円
							建築物の総戸数が五十一戸以上百戸以下のもの	十八万二千円
							建築物の総戸数が百一戸以上二百戸以下のもの	二十六万千円
							建築物の総戸数が二百一戸以上三百戸以下のもの	三十四万円
							建築物の総戸数が三百一戸以上のもの	三十九万円
						（イ）　誘導仕様基準以外による場合	建築物の総戸数が一戸のもの	三万五千円
							建築物の総戸数が二戸以上五戸以下のもの	六万九千円
							建築物の総戸数が六戸以上十戸以下のもの	九万七千円
							建築物の総戸数が十一戸以上二十五戸以下のもの	十三万七千円
							建築物の総戸数が二十六戸以上五十戸以下のもの	十九万七千円

改正後（案）

							当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの	四十四万九千円
					イ　非住宅部分			
						（ア）　モデル建物法（一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物及び省令第十条第一号イ(1)の屋内周囲空間の年間熱負荷（以下「屋内周囲空間の年間熱負荷」という。）の算出に用いるべきものとして国土交通大臣が定める建築物を用いて評価する方法をいう。２の項並びに別表第三４の項及び５の項において同じ。）による場合	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	十万二千円
							当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	十二万九千円
							当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	十七万千円
							当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	二十七万六千円
							当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	三十六万千円
							当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	四十三万四千円
							当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの	五十万九千円
						（イ）　標準入力法等（実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量及び屋内周囲空間の年間熱負荷を用いて評価する方法をいう。２の項並びに別表第三４の項及び５の項において同じ。）による場合	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	二十六万六千円
							当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの	三十三万四千円
							当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	四十三万千円
							当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	六十一万五千円
							当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	七十五万八千円
							当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	八十九万六千円
							当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの	百二万円

2	都市低炭素化促進法第五十五条第一項の規定による低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料 次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて都市低炭素化促進法第五十五条第二項の規定において準用する都市低炭素化促進法第五十四条第二項の規定による申出があった場合においては、一の建築物について別表第一24の2の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表24の3の項に掲げる額の手数料を、建築基準法第八十七条の四に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機一基について同表24の4の項又は24の5の項に掲げる額の手数料を加えた額）の手数料を加えた額）						変更認定申請のとき。
		1　申請に併せて適合性確認機関が作成した都市低炭素化促進法第五十四条第一項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合	(1)　一戸建て住宅				四千百円	
			(2)　(1)以外の建築物	ア　住宅部分		当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	八千円	
						当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	一万六千七百円	
						当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	三万七千円	

現行

							建築物の総戸数が五十一戸以上百戸以下のもの	二十八万三千円
							建築物の総戸数が百一戸以上二百戸以下のもの	三十八万五千円
							建築物の総戸数が二百一戸以上三百戸以下のもの	五十万八千円
							建築物の総戸数が三百一戸以上のもの	六十万円
					イ　共用部分	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以内のもの		十万九千円
						当該部分の床面積の合計が三百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの		十三万八千円
						当該部分の床面積の合計が千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの		十八万円
						当該部分の床面積の合計が二千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの		二十八万円
						当該部分の床面積の合計が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの		三十五万九千円
						当該部分の床面積の合計が一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内のもの		四十二万九千円
						当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートルを超えるもの		五十万円
					ウ　非住宅の部分	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以内のもの		二十四万二千円
						当該部分の床面積の合計が三百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの		三十万円
						当該部分の床面積の合計が千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの		三十八万四千円
						当該部分の床面積の合計が二千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの		五十四万六千円
						当該部分の床面積の合計が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの		六十七万円
						当該部分の床面積の合計が一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内のもの		七十八万九千円
						当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートルを超えるもの		九十万円
				(3)　(1)及び(2)以外の建築物	建築物の延べ面積が三百平方メートル以内のもの			二十四万二千円
					建築物の延べ面積が三百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの			三十万円
					建築物の延べ面積が千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの			三十八万四千円
					建築物の延べ面積が二千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの			五十四万六千円
					建築物の延べ面積が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの			六十七万円
					建築物の延べ面積が一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内のもの			七十八万九千円
					建築物の延べ面積が二万五千平方メートルを超えるもの			九十万円

2	都市低炭素化促進法第五十五条第一項の規定による低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料 次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて都市低炭素化促進法第五十五条第二項の規定において準用する都市低炭素化促進法第五十四条第二項の規定による申出があった場合においては、一の建築物について別表第一24の2の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表6の2の項に掲げる額の手数料を、建築基準法第八十七条の四に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機一基について同表24の4の項又は24の5の項に掲げる額の手数料を加えた額）の手数料を加えた額）						変更認定申請のとき。
		1　申請に併せて適合性確認機関が作成した都市低炭素化促進法第五十四条第一項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合	(1)　一戸建て住宅				三千三百円	
			(2)　共同住宅等	ア　住戸の部分	建築物の総戸数が一戸のもの		三千三百円	
					建築物の総戸数が二戸以上五戸以下のもの		六千六百円	
					建築物の総戸数が六戸以上十戸以下のもの		一万千円	

改正後（案）								現行							
						当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	六万六千五百円						建築物の総戸数が十一戸以上二十五戸以下のもの	一万九千円	
						当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	八万三千五百円						建築物の総戸数が二十六戸以上五十戸以下のもの	三万二千円	
						当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの	十万三千円						建築物の総戸数が五十一戸以上百戸以下のもの	五万八千円	
													建築物の総戸数が百一戸以上二百戸以下のもの	九万三千円	
													建築物の総戸数が二百一戸以上三百戸以下のもの	十二万二千円	
													建築物の総戸数が三百一戸以上のもの	十三万四千円	
						イ　非住宅部分	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	八千円					イ　共用部分	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以内のもの	六千五百円
							当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	一万三千八百円						当該部分の床面積の合計が三百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの	一万千円
							当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	二万二千二百円						当該部分の床面積の合計が千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの	一万八千円
							当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	六万六千百円						当該部分の床面積の合計が二千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの	五万六千円
							当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	十万四千円						当該部分の床面積の合計が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの	八万八千円
							当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	十三万二千円						当該部分の床面積の合計が一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内のもの	十一万二千円
							当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの	十六万五千円						当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートルを超えるもの	十四万円
													ウ　非住宅の部分	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以内のもの	六千五百円
														当該部分の床面積の合計が三百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの	一万千円
														当該部分の床面積の合計が千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの	一万八千円
														当該部分の床面積の合計が二千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの	五万六千円
														当該部分の床面積の合計が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの	八万八千円
														当該部分の床面積の合計が一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内のもの	十一万二千円
														当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートルを超えるもの	十四万円
												(3)　(1)及び(2)以外の建築物	建築物の延べ面積が三百平方メートル以内のもの		六千五百円
													建築物の延べ面積が三百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの		一万千円
													建築物の延べ面積が千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの		一万八千円
													建築物の延べ面積が二千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの		五万六千円
													建築物の延べ面積が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの		八万八千円
													建築物の延べ面積が一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内のもの		十一万二千円
													建築物の延べ面積が二万五千平方メートルを超えるもの		十四万円

改正後（案）

2　1以外の場合	(1)　一戸建て住宅	ア　誘導仕様基準による場合		当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの	一万四千三百円
				当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの	一万五千百円
		イ　仕様・計算併用法による場合		当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの	二万千百円
				当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの	二万三千三百円
		ウ　標準計算法による場合		当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの	二万八千三百円
				当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの	三万千五百円
	(2)　(1)以外の建築物	ア　住宅部分	（ア）　誘導仕様基準による場合	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	二万六千八百円
				当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	四万六千五百円
				当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	八万四千八百円
				当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上のもの	十二万七千円
			（イ）　仕様・計算併用法による場合	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	四万二千円
				当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	七万五百円
				当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	十二万二千円
				当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	十七万九千円
				当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	二十一万三千円
				当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの	二十四万八千円
			（ウ）　標準計算法による場合	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	五万六千八百円
				当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	九万四千六百円
				当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	十六万千円
				当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	二十三万千円
				当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	二十七万三千円
				当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの	三十一万四千円
		イ　非住宅部分	（ア）　モデル建物法による場合	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	七万千六百円
				当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	九万千百円
				当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	十一万九千円

現行

2　1以外の場合	(1)　一戸建て住宅	誘導仕様基準による場合			一万五千円
		誘導仕様基準以外による場合			一万八千円
	(2)　共同住宅等	ア　住戸の部分	（ア）　誘導仕様基準による場合	建築物の総戸数が一戸のもの	一万五千円
				建築物の総戸数が二戸以上五戸以下のもの	二万七千円
				建築物の総戸数が六戸以上十戸以下のもの	四万円
				建築物の総戸数が十一戸以上二十五戸以下のもの	五万六千円
				建築物の総戸数が二十六戸以上五十戸以下のもの	八万五千円
				建築物の総戸数が五十一戸以上百戸以下のもの	十二万八千円
				建築物の総戸数が百一戸以上二百戸以下のもの	十八万四千円
				建築物の総戸数が二百一戸以上三百戸以下のもの	二十四万千円
				建築物の総戸数が三百一戸以上のもの	二十七万八千円
			（イ）　誘導仕様基準以外による場合	建築物の総戸数が一戸のもの	一万八千円
				建築物の総戸数が二戸以上五戸以下のもの	三万七千円
				建築物の総戸数が六戸以上十戸以下のもの	五万二千円
				建築物の総戸数が十一戸以上二十五戸以下のもの	七万四千円
				建築物の総戸数が二十六戸以上五十戸以下のもの	十万八千円
				建築物の総戸数が五十一戸以上百戸以下のもの	十五万九千円
				建築物の総戸数が百一戸以上二百戸以下のもの	二十二万千円
				建築物の総戸数が二百一戸以上三百戸以下のもの	二十九万千円
				建築物の総戸数が三百一戸以上のもの	三十四万二千円
		イ　共用部分	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以内のもの		五万七千円
			当該部分の床面積の合計が三百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの		七万二千円
			当該部分の床面積の合計が千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの		九万六千円

改正後（案）

							当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	十九万三千円	
							当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	二十五万三千円	
							当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	三十万四千円	
							当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの	三十五万七千円	
						（イ）　標準入力法等による場合	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	十八万六千円	
							当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの	二十三万四千円	
							当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	三十万千円	
							当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	四十三万円	
							当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	五十三万千円	
							当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	六十二万七千円	
							建築物の延べ面積が二万五千平方メートル以上のもの	七十一万五千円	

備考
　低炭素建築物新築等計画認定申請手数料又は低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料について、住戸の数が一である複合建築物（住宅部分と非住宅部分とを含む建築物をいう。以下同じ。）の住宅部分の手数料の額は、この表の１の項１(1)若しくは２(1)又は２の項１(1)若しくは２(1)に掲げる額とする。

現行

						当該部分の床面積の合計が二千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの	十五万六千円	
						当該部分の床面積の合計が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの	二十万五千円	
						当該部分の床面積の合計が一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内のもの	二十四万七千円	
						当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートルを超えるもの	二十九万円	
					ウ　非住宅の部分	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以内のもの	十二万三千円	
						当該部分の床面積の合計が三百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの	十五万四千円	
						当該部分の床面積の合計が千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの	十九万八千円	
						当該部分の床面積の合計が二千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの	二十九万円	
						当該部分の床面積の合計が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの	三十六万千円	
						当該部分の床面積の合計が一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内のもの	四十二万七千円	
						当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートルを超えるもの	四十九万千円	
				(3)　(1)及び(2)以外の建築物	建築物の延べ面積が三百平方メートル以内のもの		十二万三千円	
					建築物の延べ面積が三百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの		十五万四千円	
					建築物の延べ面積が千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの		十九万八千円	
					建築物の延べ面積が二千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの		二十九万円	
					建築物の延べ面積が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの		三十六万千円	
					建築物の延べ面積が一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内のもの		四十二万七千円	
					建築物の延べ面積が二万五千平方メートルを超えるもの		四十九万千円	

備考
（新設）

別表第三　　【別記３】

改正後（案）

事務		名称		額	徴収時期
1	建築物省エネ法第十一条第一項ただし書又は第十二条第二項ただし書の規定の適用を受ける場合の審査（特定建築行為が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号）第二条第一項第一号に該当する場合に限る。）	仕様基準又は誘導仕様基準審査手数料（建築基準法第六条第四項の規定による建築物に関する確認申請に対する審査又は同法第十八条第三項の規定による建築物に関する計画通知に対する審査と併せて行う仕様基準（住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準（平成二十八年国土交通省告示第二百六十六号）をいう。以下同じ。）又は誘導仕様基準の審査に係るものをいう。） 次の１及び２に掲げる区分に応じて、次に掲げる額			確認申請又は計画通知のとき。
		1　一戸建て住宅	当該住宅の床面積の合計が三十平方メートル以内のもの	二千五百円	
			当該住宅の床面積の合計が三十平方メートルを超え百平方メートル以内のもの	四千七百円	
			当該住宅の床面積の合計が百平方メートルを超え二百平方メートル以内のもの	七千八百円	
			当該住宅の床面積の合計が二百平方メートルを超えるもの	九千四百円	
		2　一戸建て住宅以外の住宅	当該住宅の床面積の合計が三十平方メートル以内のもの	四千三百円	
			当該住宅の床面積の合計が三十平方メートルを超え百平方メートル以内のもの	八千二百円	
			当該住宅の床面積の合計が百平方メートルを超え二百平方メートル以内のもの	一万三千三百円	
			当該住宅の床面積の合計が二百平方メートルを超え五百平方メートル以内のもの	一万五千九百円	
			当該住宅の床面積の合計が五百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの	二万二千三百円	
			当該住宅の床面積の合計が千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの	三万千三百円	
			当該住宅の床面積の合計が二千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの	五万百円	
			当該住宅の床面積の合計が五千平方メートルを超えるもの	六万八千九百円	
2	建築物省エネ法第第十一条第一項又は第十二条第二項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料 次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額			計画提出又は計画通知のとき。
		1　計画提出又は計画通知に併せて建築物省エネ法第十条第一項に掲げる基準に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合	(1)　一戸建て住宅	五千八百円	
			(2)　(1)以外の建築物　ア　住宅部分　当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	一万千三百円	
			当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	二万三千八百円	
			当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	五万二千八百円	
			当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	九万四千七百円	
			当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	十一万九千円	
			当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの	十四万八千円	
			イ　非住宅部分　当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	一万千三百円	
			当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの	一万九千五百円	

現行

事務		名称	額	徴収時期
	（新設）			
1	建築物省エネ法第十二条第一項又は第十三条第二項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料 次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額		計画提出又は計画通知のとき。
		（新設）	（新設）	

改正後（案）								現行
						当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	三万千六百円	
						当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	九万四千三百円	
						当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	十四万九千円	
						当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	十八万八千円	
						当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの	二十三万五千円	
			2　1以外の場合	(1)　一戸建て住宅	ア　仕様基準又は誘導仕様基準による場合	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの	二万七百円	
						当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの	二万二千二百円	
					イ　仕様・計算併用法（住宅部分の外皮性能を仕様基準若しくは誘導仕様基準により評価し、住宅部分の一次エネルギー消費量を省令第一条第一項第二号ロ(1)若しくは第十条第二号ロ(1)の基準により評価する方法又は住宅部分の外皮性能を省令第一条第一項第二号イ(1)若しくは第十条第二号イ(1)の基準により評価し、一次エネルギー消費量に係る基準への適合を仕様基準若しくは誘導仕様基準により評価する方法をいう。以下この項、３の項及び６の項において同じ。）による場合	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの	三万百円	
						当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの	三万三千二百円	
					ウ　標準計算法（省令第一条第一項第二号イ(1)及び同号ロ(1)により評価する方法又は省令第十条第二号イ(1)及び同号ロ(1)の基準により評価する方法をいう。以下この項、３の項及び６の項において同じ。）による場合	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの	四万二百円	
						当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの	四万四千九百円	
				(2)　(1)以外の建築物	ア　住宅部分	（ア）　仕様基準又は誘導仕様基準による場合	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	三万八千七百円
							当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	六万六千九百円
							当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	十二万円
							当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上のもの	十八万三千円
						（イ）　仕様・計算併用法による場合	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	五万九千八百円
							当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	十万円
							当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	十七万五千円
							当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	二十五万六千円
							当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	三十万四千円

改正後（案）									現行							
							当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの	三十五万四千円								
						（ウ）　標準計算法による場合	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	八万千円								
							当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	十三万五千円								
							当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	二十二万九千円								
							当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	三十二万九千円								
							当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	三十九万円								
							当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの	四十四万九千円								
					イ　非住宅部分の用途が工場等（工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場及び火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設をいう。以下同じ。）のみの場合		当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	一万千三百円			1　非住宅部分（建築物省エネ法第十一条第一項に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。）の用途が工場等（工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場及び火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設をいう。以下同じ。）のみの場合	（新設）	（新設）			
							当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの	一万九千五百円				当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの	一万六千七百円			
							当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	三万千六百円				当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	二万七千百円			
							当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	九万四千三百円				当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	八万四百円			
							当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	十四万九千円				当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	十二万八千円			
							当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	十八万八千円				当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	十六万千円			
							当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの	二十三万五千円				当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの	二十万千円			
					ウ　イ以外の非住宅部分の場合	（ア）　モデル建物法（一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物を用いて評価する方法をいう。３の項及び６の項において同じ。）による場合	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	十万二千円		2　1以外の非住宅部分の場合	(1)　モデル建物法（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成二十八年経済産業省・国土交通省令第一号。以下「省令」という。）第一条第一項第一号イに規定する一次エネルギー消費量（以下「一次エネルギー消費量」という。）の算出に用いるべき標準的な建築物を用いて評価する方法をいう。2の項、5の項及び6の項において同じ。）による場合	（新設）	（新設）			
							当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの	十二万九千円				当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの	十一万七百円			
							当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	十七万千円				当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	十四万五千七百円			
							当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	二十七万六千円				当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	二十三万五千七百円			
							当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	三十六万千円				当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	三十万九千円			
							当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	四十三万四千円				当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	三十七万千円			
							当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの	五十万九千円				当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの	四十三万五千円			

改正後(案)										現行								
						(イ)　標準入力法等（実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量を用いて評価する方法をいう。3の項及び6の項において同じ。）による場合	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	二十六万六千円					(2)　標準入力法等（実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量を用いて評価する方法をいう。2の項、5の項及び6の項において同じ。）による場合	（新設）	（新設）		
							当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの	三十三万四千円						当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの	二十八万四千四百円		
							当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	四十三万千円						当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	三十六万七千百円		
							当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	六十一万五千円						当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	五十二万三千七百円		
							当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	七十五万八千円						当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	六十四万六千円		
							当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	八十九万六千円						当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	七十六万三千円		
							当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの	百二万円						当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの	八十七万千円		
3	法律建築物省エネ法第十一条第二項又は第十二条第三項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料 次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額							変更計画提出又は変更計画通知のとき。	2	建築物省エネ法第十二条第二項又は第十三条第三項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料 次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額				変更計画提出又は変更計画通知のとき。
		1　変更計画提出又は変更計画通知に併せて建築物省エネ法第十条第一項に掲げる基準に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合	(1)　一戸建て住宅					四千百円				（新設）				
			(2)　(1)以外の建築物	ア　住宅部分		当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの		八千円								
						当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの		一万六千七百円								
						当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの		三万七千円								
						当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの		六万六千五百円								
						当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの		八万三千五百円								
						当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの		十万三千円								
				イ　非住宅部分		当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの		八千円								
						当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの		一万三千八百円								
						当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの		二万二千二百円								
						当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの		六万六千百円								
						当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの		十万四千円								
						当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの		十三万二千円								
						当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの		十六万五千円								
		2　1以外の場合	(1)　一戸建て住宅	ア　仕様基準又は誘導仕様基準による場合		当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの		一万四千三百円								
						当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの		一万五千百円								
				イ　仕様・計算併用法による場合		当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの		二万千百円								

改正後（案）									現行		
						当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの	二万三千三百円				
					ウ　標準計算法による場合	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの	二万八千三百円				
						当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの	三万千五百円				
				(2)　(1)以外の建築物	ア　住宅部分	（ア）　仕様基準又は誘導仕様基準による場合	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	二万六千八百円			
							当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	四万六千五百円			
							当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	八万四千八百円			
							当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上のもの	十二万七千円			
						（イ）　仕様・計算併用法による場合	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	四万二千円			
							当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	七万五百円			
							当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	十二万二千円			
							当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	十七万九千円			
							当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	二十一万三千円			
							当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの	二十四万八千円			
						（ウ）　標準計算法による場合	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	五万六千八百円			
							当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	九万四千六百円			
							当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	十六万千円			
							当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	二十三万千円			
							当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	二十七万三千円			
							当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの	三十一万四千円			
					イ　非住宅部分の用途が工場等のみの場合		当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	八千円	1　非住宅部分の用途が工場等のみの場合	（新設）	（新設）
							当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの	一万三千八百円		当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの	一万千八百円
							当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	二万二千二百円		当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	一万九千百円
							当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	六万六千百円		当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	五万六千四百円

改正後（案）

						当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	十万四千円	
						当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	十三万二千円	
						当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの	十六万五千円	
					ウ　イ以外の非住宅部分の場合	（ア）　モデル建物法による場合	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	七万千六百円
							当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの	九万千百円
							当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	十一万九千円
							当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	十九万三千円
							当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	二十五万三千円
							当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	三十万四千円
							当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの	三十五万七千円
						（イ）　標準入力法等による場合	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	十八万六千円
							当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの	二十三万四千円
							当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	三十万千円
							当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	四十三万円
							当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	五十三万千円
							当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	六十二万七千円
							当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの	七十一万五千円
4	建築物省エネ法第三十条第一項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料 次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて建築物省エネ法第三十条第二項の規定による申出があった場合においては、一の建築物について別表第一24の2の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表24の３の項に掲げる額の手数料を、建築基準法第八十七条の四に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機一基について同表24の4の項又は24の5の項に掲げる額の手数料を加えた額）に相当する額を加えた額）						認定申請のとき。
		1　申請に併せて建築物省エネ法第三十条第一項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合	(1)　一戸建て住宅				五千八百円	
			(2)　(1)以外の建築物(1)以外の建築物	ア　住宅部分		当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	一万千三百円	
						当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	二万三千八百円	
						当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	五万二千八百円	
						当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	九万四千七百円	

現行

						当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	九万円	
						当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	十一万三千円	
						当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの	十四万千円	
				2　1以外の非住宅部分の場合	(1)　モデル建物法による場合	（新設）	（新設）	
						当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの	七万七千六百円	
						当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	十万二千百円	
						当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	十六万五千百円	
						当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	二十一万六千円	
						当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	二十六万円	
						当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの	三十万五千円	
					(2)　標準入力法等による場合	（新設）	（新設）	
						当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの	十九万九千二百円	
						当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	二十五万七千百円	
						当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	三十六万六千七百円	
						当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	四十五万三千円	
						当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	五十三万五千円	
						当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの	六十一万円	
3	建築物省エネ法第三十五条第一項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料 次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて建築物省エネ法第三十五条第二項の規定による申出があった場合においては、一の建築物について別表第一24の2の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表6の2の項に掲げる額の手数料を、建築基準法第八十七条の四に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機一基について同表24の4の項又は24の5の項に掲げる額の手数料を加えた額）に相当する額を加えた額）						認定申請のとき。
		1　申請に併せて建築物省エネ法第三十五条第一項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合	(1)　一戸建て住宅				五千百円	
			(2)　(1)以外の建築物	ア　住宅部分（建築物省エネ法第十一条第一項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。）		当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	九千七百円	
						当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	二万千円	
						当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	四万六千円	
						当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上のもの	八万千円	

改正後(案)							
						当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	十一万九千円
						当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの	十四万八千円
					イ　非住宅部分	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	一万千三百円
						当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの	一万九千五百円
						当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	三万千六百円
						当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	九万四千三百円
						当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	十四万九千円
						当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	十八万八千円
						当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの	二十三万五千円
			2　1以外の場合	(1)　一戸建て住宅	ア　誘導仕様基準による場合	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの	二万七百円
						当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの	二万二千二百円
					イ　仕様・計算併用法による場合	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの	三万百円
						当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの	三万三千二百円
					ウ　標準計算法による場合	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの	四万二百円
						当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの	四万四千九百円
				(2)　(1)以外の建築物	ア　住宅部分　(ア)　誘導仕様基準による場合	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	三万八千七百円
						当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	六万六千九百円
						当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	十二万円
						当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上のもの	十八万三千円
						(イ)仕様・計算併用法による場合　当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	五万九千八百円
						当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	十万円
						当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	十七万五千円
						当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	二十五万六千円

現行						
				イ　非住宅部分	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	九千七百円
					当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの	一万六千七百円
					当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	二万七千百円
					当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	八万四百円
					当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	十二万八千円
					当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	十六万千円
					当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの	二十万千円
		2　1以外の場合	(1)　一戸建て住宅	ア　誘導仕様基準による場合	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの	二万円
					当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの	二万二千円
				（新設）	（新設）	（新設）
				イ　誘導仕様基準以外による場合	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの	三万四千四百円
					当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの	三万八千四百円
			(2)　(1)以外の建築物	ア　住宅部分　(ア)　誘導仕様基準による場合	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	三万八千円
					当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	六万六千円
					当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	十一万八千円
					当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上のもの	十七万九千円
				（新設）	（新設）	（新設）

改正後（案）								
							当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	三十万四千円
							当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの	三十五万四千円
						（ウ）　標準計算法による場合	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	八万千円
							当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	十三万五千円
							当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	二十二万九千円
							当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	三十二万九千円
							当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	三十九万円
							当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの	四十四万九千円
					イ　非住宅部分	（ア）　モデル建物法による場合	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	十万二千円
							当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの	十二万九千円
							当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	十七万千円
							当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	二十七万六千円
							当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	三十六万千円
							当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	四十三万四千円
							当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの	五十万九千円
						（イ）　標準入力法等による場合	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	二十六万六千円
							当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの	三十三万四千円
							当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	四十三万千円
							当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	六十一万五千円
							当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	七十五万八千円
							当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	八十九万六千円
							当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの	百二万円

現行								
						（イ）　誘導仕様基準以外による場合	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	六万九千百円
							当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	十一万六千円
							当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	十九万六千円
							当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上のもの	二十八万千円
							（新設）	（新設）
					イ　非住宅部分	（ア）　モデル建物法（一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物及び省令第十条第一号イ(1)に規定する屋内周囲空間の年間熱負荷（以下「屋内周囲空間の年間熱負荷」という。）の算出に用いるべきものとして国土交通大臣が定める建築物を用いて評価する方法をいう。4の項において同じ。）による場合	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	八万七千百円
							当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの	十一万七百円
							当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	十四万五千七百円
							当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	二十三万五千七百円
							当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	三十万九千円
							当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	三十七万千円
							当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの	四十三万五千円
						（イ）　標準入力法等（実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量及び屋内周囲空間の年間熱負荷を用いて評価する方法をいう。4の項において同じ。）による場合	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	二十二万七千百円
							当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの	二十八万四千四百円
							当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	三十六万七千百円
							当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	五十二万三千七百円
							当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	六十四万六千円
							当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	七十六万三千円
							当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの	八十七万千円

改正後(案)

5	建築物省エネ法第三十一条第一項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料 次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて建築物省エネ法第三十一条第二項において準用する建築物省エネ法第三十条第二項の規定による申出があった場合においては、一の建築物について別表第一24の2の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表24の3の項に掲げる額の手数料を、建築基準法第八十七条の四に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機一基について同表24の4の項又は24の5の項に掲げる額の手数料を加えた額）に相当する額を加えた額）				四千百円	変更認定申請のとき。
		1　申請に併せて建築物省エネ法第三十条第一項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合	(1)　一戸建て住宅			四千百円	
			(2)　(1)以外の建築物	ア　住宅部分	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	八千円	
					当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	一万六千七百円	
					当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	三万七千円	
					当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	六万六千五百円	
					当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	八万三千五百円	
					当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの	十万三千円	
				イ　非住宅部分	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	八千円	
					当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの	一万三千八百円	
					当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	二万二千二百円	
					当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	六万六千百円	
					当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	十万四千円	
					当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	十三万二千円	
					当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの	十六万五千円	
		2　1以外の場合	(1)　一戸建て住宅	ア　誘導仕様基準による場合	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの	一万四千三百円	
					当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの	一万五千百円	
				イ　仕様・計算併用法による場合	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの	二万千百円	
					当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの	二万三千三百円	
				ウ　標準計算法による場合	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの	二万八千三百円	
					当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの	三万千五百円	
			(2)　(1)以外の建築物	ア　住宅部分　(ア)　誘導仕様基準による場合	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	二万六千八百円	
					当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	四万六千五百円	

現行

4	建築物省エネ法第三十六条第一項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料 次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて建築物省エネ法第三十六条第二項において準用する建築物省エネ法第三十五条第二項の規定による申出があった場合においては、一の建築物について別表第一24の2の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表6の2の項に掲げる額の手数料を、建築基準法第八十七条の四に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機一基について同表24の4の項又は24の5の項に掲げる額の手数料を加えた額）に相当する額を加えた額）				三千七百円	変更認定申請のとき。
		1　申請に併せて建築物省エネ法第三十五条第一項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合	(1)　一戸建て住宅			三千七百円	
			(2)　(1)以外の建築物	ア　住宅部分	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	六千九百円	
					当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	一万五千円	
					当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	三万二千円	
					当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上のもの	五万七千円	
				（新設）	（新設）	（新設）	
				イ　非住宅部分	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	六千九百円	
					当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの	一万千八百円	
					当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	一万九千百円	
					当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	五万六千四百円	
					当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	九万円	
					当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	十一万三千円	
					当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの	十四万千円	
		2　1以外の場合	(1)　一戸建て住宅	ア　誘導仕様基準による場合	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの	一万四千円	
					当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの	一万五千円	
				（新設）	（新設）	（新設）	
				イ　誘導仕様基準以外による場合	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの	二万四千二百円	
					当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの	二万七千円	
			(2)　(1)以外の建築物	ア　住宅部分　(ア)　誘導仕様基準による場合	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	二万六千円	
					当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	四万六千円	

改正後（案）									現行									
							当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	八万四千八百円								当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	八万三千円	
							当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上のもの	十二万七千円								当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上のもの	十二万五千円	
						（イ）　仕様・計算併用法による場合	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	四万二千円						（新設）		（新設）	（新設）	
							当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	七万五百円										
							当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	十二万二千円										
							当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	十七万九千円										
							当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	二十一万三千円										
							当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの	二十四万八千円										
						（ウ）　標準計算法による場合	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	五万六千八百円						（イ）　誘導仕様基準以外による場合		当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	四万八千五百円	
							当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	九万四千六百円								当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	八万千円	
							当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	十六万千円								当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	十三万八千円	
							当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	二十三万千円								当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上のもの	十九万七千円	
							当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	二十七万三千円								（新設）	（新設）	
							当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの	三十一万四千円										
					イ　非住宅部分	（ア）　モデル建物法による場合	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	七万千六百円						イ　非住宅部分	（ア）　モデル建物法による場合	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	六万千百円	
							当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの	九万千百円								当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの	七万七千六百円	
							当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	十一万九千円								当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	十万二千百円	
							当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	十九万三千円								当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	十六万五千百円	
							当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	二十五万三千円								当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	二十一万六千円	
							当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	三十万四千円								当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	二十六万円	
							当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの	三十五万七千円								当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの	三十万五千円	
						（イ）　標準入力法等による場合	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	十八万六千円							（イ）　標準入力法等による場合	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	十五万九千百円	
							当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの	二十三万四千円								当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの	十九万九千二百円	

改正後(案)

							当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	三十万千円	
							当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	四十三万円	
							当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	五十三万千円	
							当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	六十二万七千円	
							当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの	七十一万五千円	
		(削除)	(削除)						

現行

							当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	二十五万七千百円	
							当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	三十六万六千七百円	
							当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	四十五万三千円	
							当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	五十三万五千円	
							当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの	六十一万円	
5	建築物省エネ法第四十一条第一項の規定による建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料 次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額							認定申請のとき。
		1　申請に併せて建築物省エネ法第二条第一項第三号の建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合	(1)　一戸建て住宅					五千百円	
			(2)　(1)以外の建築物	ア　住宅部分			当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	九千七百円	
							当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	二万千円	
							当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	四万六千円	
							当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上のもの	八万千円	
				イ　非住宅部分			当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	九千七百円	
							当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの	一万六千七百円	
							当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	二万七千百円	
							当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	八万四百円	
							当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	十二万八千円	
							当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	十六万千円	
							当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの	二十万千円	
			2　1以外の場合	(1)　一戸建て住宅	ア　性能基準（省令第一条第一項第二号イ(1)及び同号ロ(1)に定める基準をいう。）による場合		当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの	三万四千四百円	
							当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの	三万八千四百円	
					イ　モデル住宅法（省令第一条第一項第二号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準をいう。）による場合		当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの	一万七千七百円	
							当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの	一万九千百円	

改正後(案)	現行							
					ウ　仕様基準（省令第一条第一項第二号イ(3)及び同号ロ(3)に定める基準をいう。以下同じ。）又は誘導仕様基準による場合		当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの	一万七千七百円
							当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの	一万九千百円
				(2)　(1)以外の建築物	ア　住宅部分	（ア）　性能基準（省令第一条第一項第二号イ(1)及び同号ロ(1)又は同項第三号に定める基準をいう。以下同じ。）による場合	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	六万九千百円
							当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	十一万六千円
							当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	十九万六千円
							当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上のもの	二十八万千円
						（イ）　フロア入力法（省令第一条第一項第二号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準をいう。以下同じ。）による場合	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	三万三千百円
							当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	五万八千円
							当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	十万四千円
							当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上のもの	十五万七千円
						（ウ）　仕様基準又は誘導仕様基準による場合	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	三万三千百円
							当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	五万八千円
							当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	十万四千円
							当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上のもの	十五万七千円
					イ　非住宅部分	（ア）　モデル建物法による場合	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	八万七千百円
							当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの	十一万七百円
							当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	十四万五千七百円
							当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	二十三万五千七百円
							当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	三十万九千円
							当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	三十七万千円
							当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの	四十三万五千円
						（イ）　標準入力法等による場合	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	二十二万七千百円
							当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの	二十八万四千四百円

改正後(案)						現行									
												当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	三十六万七千百円		
												当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	五十二万三千七百円		
												当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	六十四万六千円		
												当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	七十六万三千円		
												当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの	八十七万千円		
6	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第十三条の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることの証明の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることの証明手数料 次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額				交付申請のとき。	6	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号）第十一条の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることの証明の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることの証明手数料 次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額				交付申請のとき。		
		1　申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第五条に掲げる軽微な変更に該当していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合	(1)　一戸建て住宅		四千百円				（新設）				（新設）		
			(2) (1)以外の建築物	ア　住宅部分	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	八千円									
					当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	一万六千七百円									
					当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	三万七千円									
					当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	六万六千五百円									
					当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	八万三千五百円									
					当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの	十万三千円									
				イ　非住宅部分	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	八千円									
					当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの	一万三千八百円									
					当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	二万二千二百円									
					当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	六万六千百円									
					当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	十万四千円									
					当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	十三万二千円									
					当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの	十六万五千円									
		2　(1)以外の場合	(1)　一戸建て住宅	ア　仕様基準又は誘導仕様基準による場合	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの	一万四千三百円									
					当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの	一万五千百円									
				イ　仕様・計算併用法による場合	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの	二万千百円									
					当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの	二万三千三百円									

改正後（案）								現行					
					ウ　標準計算法による場合		当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの	二万八千三百円					
							当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの	三万千五百円					
				(2)　(1)以外の建築物	ア　住宅部分	(ア)仕様基準又は誘導仕様基準による場合	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	二万六千八百円					
							当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	四万六千五百円					
							当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	八万四千八百円					
							当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上のもの	十二万七千円					
						(イ)仕様・計算併用法による場合	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	四万二千円					
							当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	七万五百円					
							当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	十二万二千円					
							当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	十七万九千円					
							当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	二十一万三千円					
							当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの	二十四万八千円					
						(ウ)標準計算法による場合	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	五万六千八百円					
							当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	九万四千六百円					
							当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	十六万千円					
							当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	二十三万千円					
							当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	二十七万三千円					
							当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの	三十一万四千円					
					イ　非住宅部分の用途が工場等のみの場合		当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	八千円		1　非住宅部分の用途が工場等のみの場合	（新設）	（新設）	
							当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの	一万三千八百円			当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの	一万千八百円	
							当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	二万二千二百円			当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	一万九千百円	
							当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	六万六千百円			当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	五万六千四百円	
							当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	十万四千円			当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	九万円	

改正後（案）

						当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	十三万二千円	
						当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの	十六万五千円	
					ウ　イ以外の非住宅部分の場合	(ア)モデル建物法による場合	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	七万千六百円
							当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの	九万千百円
							当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	十一万九千円
							当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	十九万三千円
							当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	二十五万三千円
							当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	三十万四千円
							当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの	三十五万七千円
						(イ)標準入力法等による場合	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	十八万六千円
							当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの	二十三万四千円
							当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	三十万千円
							当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	四十三万円
							当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	五十三万千円
							当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	六十二万七千円
							当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの	七十一万五千円

備考

1　省令第一条第一項第一号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合における建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることの証明手数料の額は、それぞれこの表の２の項２(2)ウ(イ)、３の項２(2)ウ(イ)又は６の項２(2)ウ(イ)に掲げる標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。

2　省令第一条第一項第一号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられ、かつ、省令第十条第一号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が建築物のエネルギー消費性能の一層の向上の促進のために誘導すべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料（以下「向上計画認定申請手数料等」という。）の額は、それぞれこの表の４の項２(2)イ(イ)又は５の項２(2)イ(イ)に掲げる標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。

3　建築物エネルギー消費性能向上計画（建築物省エネ法第二十九条第一項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下同じ。）に同条第三項各号に掲げる事項が記載されている場合の他の建築物（同項に規定する他の建築物をいう。以下同じ。）における建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行う場合の手数料の額は、この表の２の項１の規定により算出した額とする。

4　建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物省エネ法第二十九条第三項各号に掲げる事項が記載されている場合の当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行う場合の手数料の額は、この表の３の項１の規定により算出した額とする。

5　建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることの証明手数料（以下「適合性判定手数料等」という。）の算出において、複合建築物の共用部分は、居住者以外の者のみが利用する部分の床面積の合計が居住者のみが利用する部分の床面積の合計より大きくなる場合には、非住宅部分として取り扱う。

現行

						当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	十一万三千円	
						当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの	十四万千円	
				2　1以外の非住宅部分の場合	(1)　モデル建物法による場合	（新設）	（新設）	
						当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの	七万七千六百円	
						当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	十万二千百円	
						当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	十六万五千百円	
						当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	二十一万六千円	
						当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	二十六万円	
						当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの	三十万五千円	
					(2)　標準入力法等による場合	（新設）	（新設）	
						当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの	十九万九千二百円	
						当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	二十五万七千百円	
						当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	三十六万六千七百円	
						当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	四十五万三千円	
						当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	五十三万五千円	
						当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの	六十一万円	

備考

1　省令第一条第一項第一号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合における建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることの証明手数料の額は、それぞれこの表の１の項２(2)、２の項２(2)、５の項２(2)イ（イ）又は６の項２(2)に掲げる標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。

2　省令第一条第一項第一号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられ、かつ、省令第十条第一号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料（以下「向上計画認定申請手数料等」という。）の額は、それぞれこの表の３の項２(2)イ又は４の項２(2)イに掲げる標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。

3　建築物エネルギー消費性能向上計画（建築物省エネ法第三十四条第一項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下同じ。）に同条第三項各号に掲げる事項が記載されている場合の他の建築物（同項に規定する他の建築物をいう。以下同じ。）における建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行う場合の手数料の額は、この表の１の項１の規定により算出した額とする。

4　建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物省エネ法第三十四条第三項各号に掲げる事項が記載されている場合の当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行う場合の手数料の額は、この表の２の項１の規定により算出した額とする。

5　建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることの証明手数料（以下「適合性判定手数料等」という。）の算出において、住宅部分及び非住宅部分を有する建築物（以下「複合建築物」という。）の共用部分は、居住者以外の者のみが利用する部分の床面積の合計が居住者のみが利用する部分の床面積の合計より大きくなる場合には、非住宅部分として取り扱う。

改正後(案)	現行
6　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成二十八年政令第八号）第三条に規定する内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であって、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が二十分の一以上であるものに該当する部分を有する建築物の適合性判定手数料等の額は、当該部分を含む建築物の部分の床面積の合計により算出した額とする。	6　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成二十八年政令第八号）第四条第一項に規定する内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であって、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が二十分の一以上であるものに該当する部分を有する建築物の適合性判定手数料等の額は、当該部分を含む非住宅部分の床面積の合計により算出した額とする。
7（略）	7（略）
（削除）	8　建築物省エネ法第十一条第一項に規定する特定建築行為に該当する増築又は改築（建築物省エネ法附則第三条第一項の規定が適用される特定増改築を除く。）を行う場合の適合性判定手数料等の額は、当該増築又は改築に係る部分の床面積の合計に応じて算出した額とする。
8　建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物省エネ法第二十九条第三項各号に掲げる事項が記載されている場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、申請建築物（同項に規定する申請建築物をいう。）の部分に係る額及び他の建築物の部分に係る額を合算した額とする。	9　建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物省エネ法第三十四条第三項各号に掲げる事項が記載されている場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、申請建築物（同項に規定する申請建築物をいう。）の部分に係る額及び他の建築物の部分に係る額を合算した額とする。
9　建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物省エネ法第二十九条第三項各号に掲げる事項が記載されている場合の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更を行う建築物の部分に係る額を合算した額とする。ただし、当該変更において、他の建築物として同項各号に掲げる事項を新たに記載する場合の当該他の建築物の部分に係る額は、この表の４の項の規定により算出した額とする。	10　建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物省エネ法第三十四条第三項各号に掲げる事項が記載されている場合の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更を行う建築物の部分に係る額を合算した額とする。ただし、当該変更において、他の建築物として同項各号に掲げる事項を新たに記載する場合の当該他の建築物の部分に係る額は、この表の３の項の規定により算出した額とする。
10　適合性判定手数料等（仕様基準又は誘導仕様基準以外による場合に限る。）又は向上計画認定申請手数料等(誘導仕様基準以外による場合に限る。)について、一戸建て住宅以外の住宅の申請の場合の手数料の額は、住戸部分及び共用部分の床面積の合計により算出した額とする。ただし、共用部分が存在しない場合又は共用部分を除く場合は、当該共用部分の床面積は加算しない。	11　向上計画認定申請手数料等（誘導仕様基準以外による場合に限る。）又は建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料（性能基準又はフロア入力法による場合に限る。）について、共同住宅の申請の場合の手数料の額は、住戸部分の額に共用部分の額を加算した額とする。ただし、共用部分が存在しない場合又は共用部分を除く場合は、当該共用部分の額は加算しない。
11　適合性判定手数料等（仕様基準又は誘導仕様基準による場合に限る。）又は向上計画認定申請手数料等(誘導仕様基準による場合に限る。)について、一戸建て住宅以外の住宅の申請の場合の手数料の額は、共用部分の床面積を除いた床面積の合計により算出した額とする。	12　向上計画認定申請手数料等（誘導仕様基準による場合に限る。）又は建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料（仕様基準又は誘導仕様基準による場合に限る。）について、共同住宅の申請の場合の手数料の額は、共用部分の額を加算しないものとする。
12 適合性判定手数料等又は向上計画認定申請手数料等について、住戸の数が一である複合建築物の住宅部分の手数料の額は、この表の２の項１(1)若しくは２(1)、３の項１(1)若しくは２(1)、４の項１(1)若しくは２(1)、５の項１(1)若しくは２(1)又は６の項１(1)若しくは２(1)に掲げる額とする。	（新設）
13　複合建築物の非住宅部分の用途が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令第四条に規定する用途である場合における当該非住宅部分の建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることの証明手数料の額は、この表の２の項２(2)イ、３の項２(2)イ又は６の項２(2)イに掲げる工場等のみの場合とみなして算出した額とする。	（新設）